

関係各位様

(社)日本食鳥協会

会長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ

関係対策本部長 芳賀 仁



高病原性鳥インフルエンザ関係対策本部の解散について

本年1月13日、鳥インフルエンザが疑われる事例(1月12日)が発生したことから当会に「高病原性鳥インフルエンザ関係対策本部」を設置し、関係方面から情報の収集、会員を始め関係者に対する情報の伝達、諸対策に努めてきたところです。

今後に係る課題はいくつか残したものの、関係者の迅速かつ的確な対応・ご努力により、2月7日にすべての防疫措置が完了し、3月1日には、すべての移動制限及び搬出制限が解除され、その後、最終発生に係る防疫措置が完了してから3か月を経過し、国際獣疫事務局への通報をもって、我が国は、清浄国となったことをお伝えし、これをもって、高病原性鳥インフルエンザ関係対策本部は解散します。

なお、困難を伴う感染経路の究明は引き続き調査されているところですが、一般の発生から、業界として多くの経験をし、今後活かせる事柄もあったかと思料します。

当会としては、事案の取り纏め、今後に向けた緊急時の対応、経営対策の検討等、会員の皆様のご理解を得ながら実施していく所存ですので、引き続きご協力方をお願い申し上げます。

別紙 プレスリリース

国内における高病原性鳥インフルエンザの清浄化について

別紙

プレスリリース

平成19年5月8日

農林水産省

国内における高病原性鳥インフルエンザの清浄化について

本年1月13日から2月1日までに宮崎県内の3農場及び岡山県内の1農場において発生が確認された高病原性鳥インフルエンザ(H5N1亜型)については、関係者が一体となった迅速かつ的確な防疫対応により2月7日にすべての防疫措置が完了し、3月1日には、すべての移動制限及び搬出制限が解除されたところです。

その後、当該地域における本病の清浄性を継続して確認し、新たな発生がなく、5月8日に最終発生に係る防疫措置が完了してから3か月を経過したため、国際獣疫事務局(OIE)へこれまでの取組を同日付けで通報し、これにより我が国は、OIEの規定に従い5月8日に清浄国となりましたのでお知らせします。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

担当:荻窪、安宅

代表:03-3502-8111(内線 4582,4584)

直通:03-3502-8292